

共助社会づくり推進のための関係府省連絡会議の開催について（案）

〔平成 26 年 6 月 2 日〕
関係府省申合せ

1. 今後の我が国の経済社会においては、共助と公助を組合せ、活力あふれる共助社会づくりを進めていくことが重要である。特に、こうした共助の活動を資金面から支えるよう、寄附文化の醸成を推進していくことが必要である。
こうした寄附文化の醸成を含めた活力ある共助社会づくりを関係府省が連携して推進していくため、共助社会づくり推進のための関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官補（内政）
副議長 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
構成員 内閣府大臣官房公益法人行政担当室長（公益認定等委員会事務局長）
総務省大臣官房総括審議官
法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省社会・援護局長
経済産業省大臣官房審議官

3. 連絡会議は、幹事会を随時開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で、議長の指名した官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。